

## 日本知財学会第 10 回年次学術研究発表会 セッションレポート

1. 作成者	知財 PeCo 八木 孝雄 (大塚製薬 知的財産部) 松本 宗久 (ダイキン工業 法務・コンプライアンス・知財センター)
2. テーマ	日本弁理士会協賛セッション 第 2 部 「ダブルトラックの調査研究」
3. レポート	<p>本セッションでは、ダブルトラックの調査研究に関する報告がされた。</p> <p>ダブルトラックの問題点として①判断齟齬の問題、②社会経済的効率性の問題、③特許権者の負担の問題、④裁判所の技術専門性への懸念等が挙げられるが、最近の係争では 9 割で特許の有効性が争われ、ダブルトラックとなる割合も 4 割に及んでいる。</p> <p>特許無効の抗弁(特 104 条の 3)についてのアンケートでは、権利濫用防止や瑕疵ある特許に対して無効を争う手段は多い方がよい等の理由で「廃止すべきでない」という意見が多いことを考えると、ダブルトラックの問題は 104 条の 3 の廃止によるのではなく、特許の有効性に関する争いの制度設計全体を見直して解決すべきである。</p> <p>最近の侵害訴訟で特許権者が敗訴するケースの 4 割で特許無効を理由とする判決がされており、特許権者に厳しい状況となっている。瑕疵ある特許による権利行使は許されるべきではないが、例えば、無効審判で有効審決が出た後の侵害訴訟で証拠を変更する等して無効の抗弁がされ、それが認められて被告が勝訴したり、侵害訴訟係属中に被告が、証拠を変更する等して繰返し無効審判を請求し、無効調査が充実した後の審判で無効を勝ち取って侵害訴訟にも勝訴することは、主張しないことによる「禁反言」に反するとも言えるものである。</p> <p>報告では、特許の有効性に関する予見性が損なわれ、特許権者が侵害訴訟の提起に必要以上に躊躇を強いられることは特許制度の存在意義にも関わる問題なので、侵害被疑者が先の無効審判で主張できたであろう別の理由での無効の抗弁を制限したり、侵害訴訟提起から一定期間経過後の無効審判請求を制限することも考えていくべきではないかという問題提起がなされた。</p>